（陸上自衛隊幹部学校付）同　坂本　雄一
陸上自衛隊研究本部研究員を命ずる
（海上自衛隊幹部学校付）一等
海佐　松本　完
海上幕僚監部防衛部防衛課勤務を命ずる
（同）同　大久保勝司
海上幕僚監部防衛部運用支援課勤務を命ずる
（同）同　宮崎　孝彦
海上幕僚監部装備部装備需品課勤務を命ずる
（舞鶴警備隊司令）同　小坂　明彦
自衛艦隊司令部勤務を命ずる
（横須賀地方総監部監察官）同　田口　慶明
うらが艦長を命ずる
（うらが艦長）同　藤田　毅
舞鶴警備隊司令を命ずる
（海上自衛隊幹部学校主任教官）
同　小沼誠一郎
小月教育航空群司令を命ずる
（海上自衛隊幹部学校）同　下平　拓哉
海上自衛隊幹部学校主任教官を命ずる
（統合幕僚監部運用部運用第一
課）同　石巻　義廣
海上自衛隊幹部学校付を命ずる
（航空自衛隊幹部学校付）一等
空佐　安藤　忠司
航空幕僚監部総務部総務課勤務を命ずる
（同）同　小石　弘文
航空幕僚監部総務部会計課予算班長を命ずる
（第六航空団基地業務群司令）
同　阿部　睦晴
航空幕僚監部人事教育部教育課長を命ずる
（航空自衛隊幹部学校付）同　亀岡　弘
航空幕僚監部防衛部防衛課防衛班長を命ずる
兼ねて航空総隊司令部勤務を命ずる
（同）同　山本　光伸
航空幕僚監部装備部整備課勤務を命ずる
（航空総隊司令部防衛部演習計
画課長）同　菅野　聡
航空総隊司令部防衛部運用課作戦室副室長を命ずる
（航空幕僚監部防衛部防衛課防
衛班長兼航空総隊司令部）同　森田　雄樽
第六航空団基地業務群司令を命ずる
（航空幕僚監部総務部会計課予
算班長）同　岩城　公隆
中部航空警戒管制団勤務を命ずる（以上七月一日）

（統合幕僚監部運用部運用第一
課）一等海佐　田川　和幸
統合幕僚監部運用部運用第一課運用調整官を命ずる
（統合幕僚監部運用部運用第一
課運用調整官）同　真鍋　浩司
統合幕僚監部運用部運用第一課勤務を命ずる（以上七月七日）
（海上自衛隊幹部学校付）一等
海佐　伍賀　祥裕
海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課勤務を命ずる（七月八日）
（統合幕僚監部総務部総務課）
一等海佐　松岡　広哲
統合幕僚監部総務部総務課総務班長を命ずる
（きりしま艦長）同　中筋　篤
海上幕僚監部防衛部運用支援課勤務を命ずる
兼ねて統合幕僚監部運用部運用第二課勤務を命ずる（統合幕僚監部総務部総務課総
務班長）同　佐藤　恭弘
第二護衛隊群司令部幕僚を命ずる
（第二護衛隊群司令部幕僚）同　豊住　太
きりしま艦長を命ずる（以上七月十五日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事　奥田　正昭
司法研修所教官に充てることを解く
旭川地方裁判所判事に補する
旭川地方裁判所長を命ずる
兼ねて旭川家庭裁判所判事に補する
旭川家庭裁判所長を命ずる（七月二十六日）

官報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条の規定に基づき、都道府県労働局ごとに指名した関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者のうち、平成21年10月１日付けで指名した者及び補欠の場合におけるこれらの者の後任については、本年９月30日をもってその在任予定期間が経過することとなり、同法第５条及び同法施行令第２条第１項の規定に基づき、新たに当該都道府県労働局ごとに関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者を指名する必要があるので、資格がある労働者の団体及び事業主の団体は、下記によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成23年８月１日

厚生労働大臣　細川　律夫

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該都道府県労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成23年８月31日

4　推薦書及び添付書類提出先　都道府県労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者／事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

広島県福山市箕島町南丘5351番地**早川ゴム株式会社**の工場財団に広島県福山市箕島町字南丘5351番地４早川ゴム株式会社箕島第二工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押え、仮差押え又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成23年８月１日　　広島法務局福山支局

有権者申出方

元当局所属公証人醍醐**隆**の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成23年８月１日　　千葉地方法務局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年８月１日

東北地方整備局長　徳山日出男

1　処分をした年月日　平成23年７月14日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社トヨホク
北島　敏憲　宮城県仙台市泉区市名坂字野蔵21
国土交通大臣（般―21）第18390号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年６月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。